女性差別の背景を訴えたい

差別なき社会へ　入試不正が問うもの

2018年、東京医科大学で文科省幹部が自身の子を不正に合格させる見返りに大学側へ便宜を図っていたという汚職事件が発覚。さらに、この事件をきっかけに、同大学において女性受験生の点数も操作していたことが明らかとなりました。

医学部入試における女性差別問題

その後、全国の大学を調査したところ、複数の大学で不適切な得点調整をしている疑いが生じました。文科省は同年12月、東京医科大を含む10大学が不適切な入試を行っていたとする調査結果を公表。女性などへの不利な点数操作が全国の医学部入試で行われていた実態が露呈しました。

得点操作の違法性認めて

東京医大入試差別訴訟原告・医師　長谷川麻矢氏

公正に行われるはずの大学入試が歪められていた――。2018年、東京医科大学（以下、東京医大）など10大学の医学部入試で女性受験生らを不利に扱う得点操作（属性調整）などが発覚した問題で、東京医大集団訴訟の原告の一人である長谷川麻矢氏に、原告に加わることを決めた経緯や裁判への思いを寄稿してもらった。

「本当にあったんだ…」というのが、2018年8月の東京医大の不正入試を知ったときの感想でした。

過年度受験生や女性を差別すると言われている大学の情報は、真偽のほどを問わないとしても多数ありました。この類の差別に関する情報は公知の秘密であり、触れたことがない医学部受験生はほぼ皆無ではないかと感じるほどです。

私は東京医大の2次試験で不合格でしたが、別の国立大学に合格し入学したため、東京医大の不正入試で受けた実質的な被害はごく限られたものです。それでも原告として裁判に参加しようと考えたのは、この件を通して、女性受験生が差別を受けるに至った背景を社会に訴え、その改善策を考えたいと感じたからです。

「男性」選好の社会

東京医大を含む一部の大学が不正な入学試験によって女性の入学を制限しようとしたことは、残念ながら「医療に対する社会の求めに大学が応じた結果」であると考えています。社会の求めが女性差別だというと不思議に感じられるかもしれません。

私は医師として勤務していますが、患者の家族に病状説明のための来院をお願いすると、「仕事が休めないから日曜日に」「仕事が終わってから行くので20時以降に」というような希望を当たり前のように言われます。このような希望は、その家族の意図に関わらず、「日曜でも夜間でも対応できる男性医師の方が望ましい」という認識につながります。

これは極端な例ではありません。仔細を変えて常々、患者や家族が〝社会〟を代弁して医師に「家庭を持ち、時間に融通の利かない女性医師ではないこと」を求めます。もちろん、夜間でも休日でも対応できるのは男性なのか、女性は家庭を持つと時間に融通がきかなくなるのか、というジェンダーの問題がありますが、女性より男性が望ましいとされているのが実情で、その求めに応じた結果が不正入試だったのだと考えています。

同時に、長い期間多数の学校で公然と行われていた不正入試が、女性医師を求めない社会を固定化してきたのだと感じます。

医学部の不正入試が報道された後、不正入試の是非を問うアンケート結果を目にしました。医療者以外から「女性差別は不当である」という意見も多かった一方で、当の医療者や特に女性医師からの「仕方ない、必要悪だ」という意見も少なくありませんでした。私を含め多くの医療者が、社会は女性医師を求めていないと感じていることの証左です。

働き方改革に望む

現状の大学病院や3次救急の病院では医師の半数が女性では診療が成立しないのはおそらく事実ですが、だからといって女性医師の数を制限するのはあまりにも短絡的ではないでしょうか。半数が女性では診療が成立しない医師の勤務環境を正すべきであって、女性医師の数を制限するのは間違っています。

入試を正すのは簡単ですが、医師の勤務環境を変えないまま女性の学生が増えれば、結果として次はマッチングにおいて男女の不平等が起き、根本的な解決に至らないことが懸念されます。

2024年の働き方改革関連法の施行で医師の働き方と医療提供体制の改革が進むことになっています。大学には確かな働き方改革に向け、休日や夜間に必要以上の勤務が強いられない環境をどう構築するかを考えることを望みます。また、その取り組みによって

「医師が休日も勤務しているのが当然」「救急外来では24時間診察されて当然」「患者や家族の都合に病院や医師が合わせるのが当然」と考える一般の非医療者の方々の認識に変化が生じたら良いとも考えています。

男女ともに家庭での役割と医師としての社会での役割を同時に担うことができる環境に改革されることを強く望んでいます。

先般、東京医大に対する損害賠償請求訴訟の一審判決がありました。性別による属性調整の違法性は認められず、属性調整を公表していれば問題なかったと受け取れる判決には大きな憤りを感じます。判決文にあるように属性調整が明文化されていれば受験しませんでしたが、尋問でそのように述べたことが判決で不当に利用されるとは考えてもいませんでした。控訴審では、女性差別の違法性が認定されるものと信じます。

はせがわ・まや

2019年3月、東京医科大学に対し損害賠償を求める集団訴訟に加わる。04年に社会人経験を経て27歳で医学部の再受験を志し、06年度に同大学を受験し2次試験で不合格となるが、他の国立大学に合格し入学。14年に医師国家試験に合格し、現在は医師として勤務する。

大阪 OSAKA 再発見

国宝・重要文化財⑩

市井の人々描く的確な筆致

葛飾北斎《潮干狩図》（重要文化財）

新春号をカラーで飾るのは、重要文化財・葛飾北斎筆《潮干狩図》（大阪市立美術館蔵）である。

初の重文指定品

数ある北斎作品のなかで、一番初めに重要文化財に指定された本作は、90歳の長寿を保った北斎にとってはまだ画業半ばにあたる、50歳頃に制作された肉筆画である（ちなみに北斎と言えば《富嶽三十六景》などの版画が世界的にも有名であり、当館でもそのシリーズの中の一図「神奈川沖浪裏」を所蔵しているが、現在のところ北斎の版画は指定品とはなっていない）。

絵の描写に注目してみたい。描かれているのは潮干狩に興じる江戸の人々である。岩礁に小舟を泊めていることから、潮の引き始めに合わせて沖に出ているのであろう。前景右側には北斎の美人画から抜け出てきたようなうら若き女性を中心とする5名の人々。桜の模様の小袖を着た娘が何か見つけたのであろうか、口元を手で隠しながら指さす方へ、みなが一様に視線を向けている。

新しい風景表現

本作によりいっそうの生彩を与えているのが、左の波打ち際で裾をたくし上げ、半腰になって一心不乱に貝を漁る子どもたちの姿であろう。力の入った腕や脚の的確な筆致や力強い衣文表現からは、市井に生きる人々の逞しさや躍動感が伝わってくる。

無数に描き込まれた胡粉（貝殻を細かく砕いて作った白色顔料）の点描は、波の飛沫と同化した大量の洲浜の貝を表し、籠の中の貝とともに豊漁のさまを示している。水平線の向こうの青い空や、わきあがる白い雲にみる油彩画のような表現、透視図法によって手前から奥へと広大な景色が広がる新しい風景表現もまた本作の魅力である。

旧暦の3月3日頃がもっとも適しているという潮干狩の時期にはやや早いが、やがて訪れる水ぬるむ季節を待ちながら、本作に描かれた白雪頂く遠くの富士を愛でつつ、新春を寿ぐのもまた一興ではないだろうか。

（山下真由美・大阪市立美術館）

江戸時代・19世紀　絹本着色　54.3×86.3㎝
大阪市立美術館蔵（中島小一郎氏寄贈）